

平成 15 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 日本オラクル株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 新宅 正明  
最高経営責任者  
(コード番号 4716 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 野坂 茂  
最高財務責任者  
(TEL. 03-5213-6666)

## 当社第 18 回定時株主総会に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 7 月 9 日開催の取締役会において、第 18 回定時株主総会の日時、場所、会議の目的事項等について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 開催日時

平成 15 年 8 月 21 日 (木曜日) 午前 10 時

#### 2. 開催場所

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 ホテルニューオータニ 本館 芙蓉の間

#### 3. 会議の目的事項

##### (1) 報告事項

第 18 期 (平成 14 年 6 月 1 日から平成 15 年 5 月 31 日まで) 営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

##### (2) 決議事項

##### 第 1 号議案 第 18 期利益処分案承認の件

当期末の利益配当金を 1 株につき 75 円とすることを承認いただくものであります。これにより、中間配当金 35 円を加えた年間配当金は前期比 10 円増の 110 円となります。

##### 第 2 号議案 自己株式取得の件\*

当社普通株式 110 万株、取得価額の総額 70 億円を限度とした自己株式取得枠の設定を承認いただくものであります。

##### 第 3 号議案 定款一部変更の件

##### 株券失効制度創設、単元未満株式買増し制度の導入

「商法等の一部を改正する等の法律」(平成 14 年法律第 44 号)が平成 15 年 4 月 1 日に施行され、株券失効制度の創設と単元未満株式の買増し制度が導入されたことに伴い、所要の変更を承認いただくものであります。

##### 取締役、監査役の責任軽減制度の導入

「商法等の一部を改正する等の法律」(平成 13 年法律第 149 号)が平成 14 年 5 月 1 日に施行され、取締役または監査役がその職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令に規定する限度内でその責任を免除できる旨を定款に定めることができるようになったことに伴い、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮でき、また、将来社外取締役として有用な人材を招聘することができるよう、所要の変更を承認いただくものであります。

#### 第4号議案 取締役8名選任の件\*

本株主総会終結の時をもって取締役全員(7名)が任期満了となりますので、新任1名を含む取締役8名の選任を承認いただくものであります。なお、新任取締役候補者は、ジョン・エル・ホール氏(オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティ)であります。

#### 第5号議案 監査役1名選任の件\*

本株主総会終結の時をもって監査役 中森真紀子氏が任期満了となりますので、同氏の再任を承認いただくものであります。

#### 第6号議案 当社取締役および従業員に新株予約権を発行する件\*

ストックオプションとして、新株予約権3,400個(当社普通株式34万株)を当社の取締役および従業員に対し無償にて発行することを承認いただくものであります。

\*第2、4、5、6号議案につきましては、本日付で別途プレスリリースを発行しております。

#### 4. その他

##### (1)インターネットによる議決権の行使

当社は、株主の皆様の利便を図るため、昨年(第17回)定時株主総会よりインターネットによる議決権行使を導入し、また、議決権行使の参考書類をインターネットにより受け取れることもできるようにしております。インターネットによる議決権行使の方法は、8月上旬に発送いたします定時株主総会招集ご通知にてご案内いたします。

##### (2)決算公告

当社の決算公告は第17期より株主総会の翌日に当社インターネットホームページ上に掲載しております。掲載場所のURLは以下のとおりとなります。

<http://www.oracle.co.jp/corp/index.html>

以 上